

## 大泉町物価高騰対策（食料品）特別支援給付金について

大泉町物価高騰対策（食料品）特別支援給付金の支給目的、内容、支給手続等は、次のとおりです。

### 1 支給目的

食料品などの物価高騰の影響を受けている町民の生活支援として、物価高騰対策（食料品）特別支援給付金（以下「給付金」といいます。）を支給することで、負担軽減を図ることを目的とします。

### 2 内容

支給対象者	<ol style="list-style-type: none"><li>令和8年2月1日（以下「基準日」といいます。）時点で本町の住民基本台帳に記録されている者としてします。</li><li>前項の規定にかかわらず、町長は、次に掲げるいずれかの要件に該当する者を支給対象者とすることができます。<ol style="list-style-type: none"><li>基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本町の住民基本台帳に記録されることとなった者</li><li>基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして町長が認める者</li></ol></li></ol>
給付金の額	支給対象者1人につき5千円
受給権者	受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とします。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とします。

### 3 支給手続

支給の方式	<p>受給権者には、大泉町物価高騰対策（食料品）特別支援給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」といいます。）を送付します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>確認書を受けた者は、当該確認書を提出するものとします。</li><li>確認書の提出は、次のいずれかの方式により行いま</li></ol>
-------	--

	<p>す。この場合、(2)に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」といいます。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他(1)に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行います。</p> <p>(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により町に提出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式</p> <p>(2) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により町に提出し、町が窓口で現金を交付することにより支給する方式</p> <p>3 提出者は、確認書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、提出者本人であることを証するものとします。</p> <p>4 給付金の支給を受けようとする者は、1～3の規定にかかわらず、公的身分証明書等により申請者本人であることを証した上で、町に電子申請し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む、オンライン申請方式により給付金の支給を受けることができます。</p>
代理による確認書の提出等	<p>1 受給権者に代わり、代理人として確認書の提出及び給付金の受給を行うことができる者は、原則として次のいずれかに掲げる者に限ります。</p> <p>(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者</p> <p>(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）</p> <p>(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者</p> <p>2 代理人が確認書等の提出をするときは、確認書の代理人申請欄へ記載してください。また、この場合、町は公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認します。</p> <p>3 町は、代理人が1の(1)の者にあつては、住民基本台帳により、また、1の(2)及び(3)の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとします。</p>
確認書提出の期限等	<p>1 確認書の提出（オンライン申請を含みます。以下同じ。）の受付開始日は、町長が別に定める日とします。</p> <p>2 確認書の提出期限は、令和8年6月30日とします。</p>
支給の決定	<p>確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該受給権者に対して給付金を支給します。</p>
給付金の支給等に関する周知等	<p>給付金の支給に当たり、支給対象者の要件、確認書の提出方法、確認書の提出受付開始日等の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行います。</p>

<p>確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い</p>	<p>1 上記の周知を行ったにもかかわらず、受給権者から提出期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。</p> <p>2 支給決定を行った後、確認書の不備等による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給が完了できなかったときは、当該確認書の提出は取り下げられたものとみなします。</p>
<p>不当利益の返還</p>	<p>偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めます。</p>
<p>受給権の譲渡又は担保の禁止</p>	<p>給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができません。</p>

#### 4 各種様式

<p>申請書等の様式</p>	<p>1 大泉町物価高騰対策（食料品）特別支援給付金支給確認書（様式第1号）</p>
----------------	--

#### 5 事業期間

<p>期間</p>	<p>令和8年2月20日から令和8年8月31日まで</p>
-----------	-------------------------------

#### 6 担当部署

<p>大泉町企画戦略課      電話   0276（63）3111</p>
--